

千葉市病院局人事考課に関する苦情相談実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人事考課の対象となる千葉市病院局の職員（以下「職員」という。）の人事考課等に関する苦情相談について、必要な事項を定めるものとする。

(苦情相談の対象)

第2条 苦情相談の対象となる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人事考課の手続きに関する苦情相談
- (2) 人事考課の結果に関する苦情相談
- (3) 人事考課制度に関する一般的な苦情相談

(苦情相談の申出方法等)

第3条 前条第1号及び第2号に規定する苦情相談は、人事考課結果通知を受けた日から15日以内に、千葉市病院局人事考課実施要綱第5条に規定する調整者（以下「調整者」という。）に対して、人事考課等に関する苦情相談申出書（別記様式第1号）により申し出るものとする。ただし、調整者に直接申し出しにくい事情があるときは、管理課を経由して申し出ることができる。

2 前項の規定による苦情相談の申出を受けた調整者は、必要に応じて苦情相談を申し出た者（以下「申出者」という。）及び千葉市病院局人事考課実施要綱第5条に規定する考課者から事情を聴取し、申出者への説明及び考課者への指導を行うなど適切な措置を講じるものとする。

第4条 第2条第3号に規定する苦情相談は、管理課に申し出るものとする。

2 管理課は、前項の規定による苦情相談の内容を審査し、適切な措置を講じるものとする。この場合において、申出者に対し、当該措置の内容を説明するものとする。

(結果の通知)

第5条 第3条第2項の調整者又は管理課は、申出者に対し、苦情相談を受け付けた日から15日以内に、同項又は前条第2項の規定による措置の結果を、人事考課等に関する苦情相談結果等通知書（別記様式第2号）により、通知しなければならない。

2 申出者は、前項の調整者による通知の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、管理課へ直接苦情相談を行うことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 職員は、苦情相談の申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、苦情相談の実施に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。